

児童虐待対応における司法関与 及び特別養子縁組について

目次

1. 児童相談所における児童虐待対応の現状について
2. 児童虐待防止対策に関する制度改正の経緯について(司法関与関係を中心に)
3. 里親及び特別養子縁組の現状について

1. 児童相談所における児童虐待対応の現状について

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国208か所(平成27年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

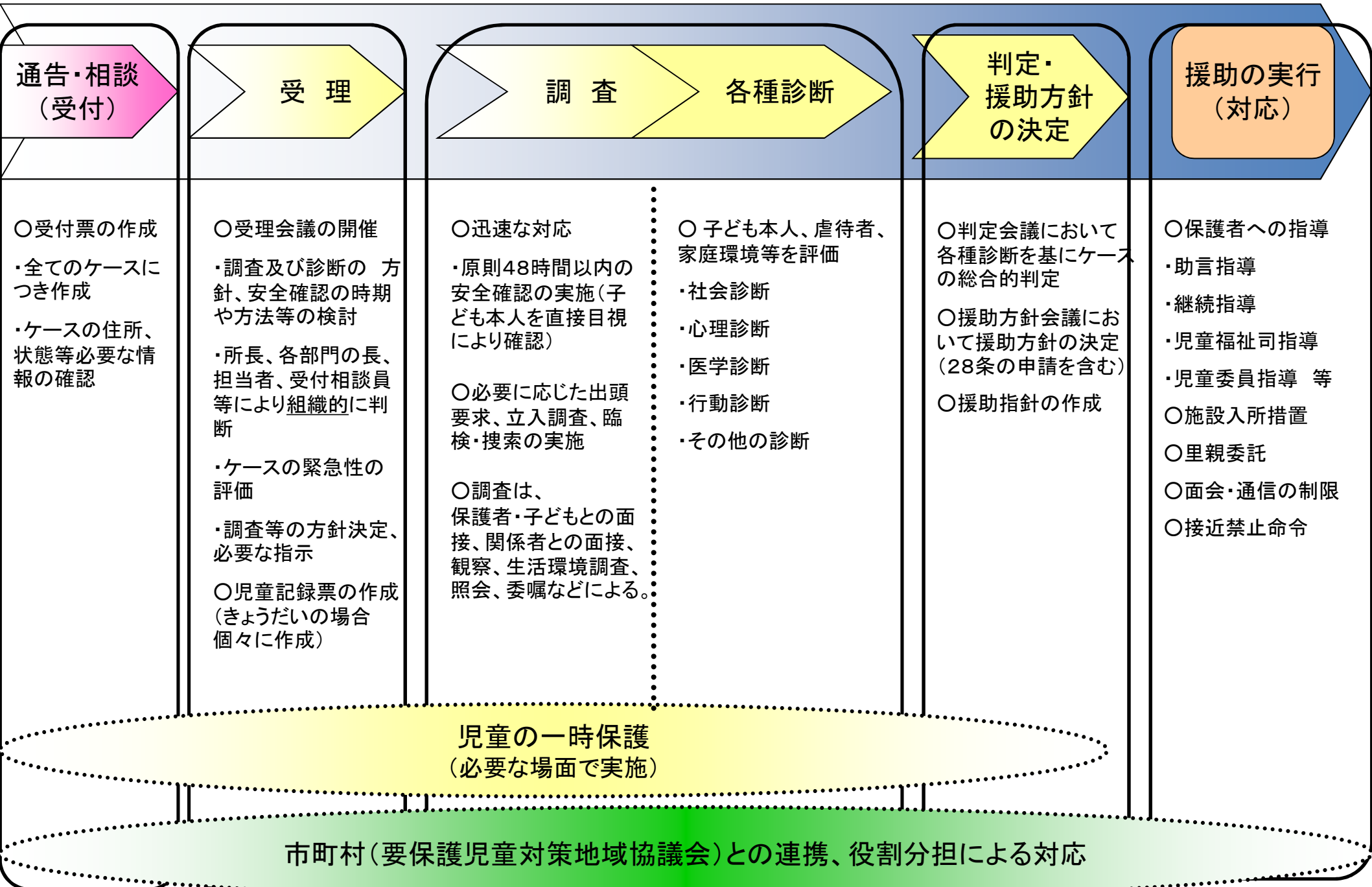
- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 10, 738人(平成27年4月1日現在)

(内訳) ・ 児童福祉司 2, 934人 ・ 児童心理司 1, 293人
・ 精神科医 311人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

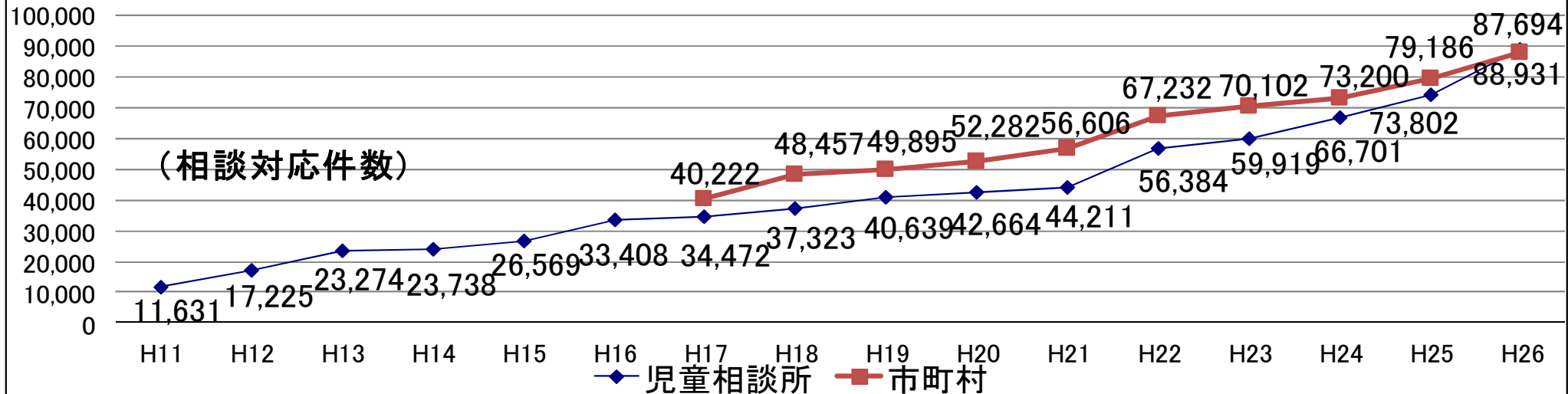
児童相談所での児童虐待ケースへの対応の手順



児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移

○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成26年度の全国の児童相談所での虐待対応件数は88,931件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の7.6倍



○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件

- 多数の死亡事例が発生(平成25年度心中以外 36例・36人)

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告			第11次報告		
	(H15.7.1~ H15.12.31)			(H16.1.1~ H16.12.31)			(H17.1.1~ H17.12.31)			(H18.1.1~ H18.12.31)			(H19.1.1~ H20.3.31)			(H20.4.1~ H21.3.31)			(H21.4.1~ H22.3.31)			(H22.4.1~ H23.3.31)			(H23.4.1~ H24.3.31)			(H24.4.1~ H25.3.31)			(H25.4.1~ H26.3.31)		
	(6カ月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年3か月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数 (か所)	児童福祉司数 (人)	要保護児童対策地域協議 会(子どもを守る地域ネッ トワーク)等設置割合(%)	児童相談所相談対応件数(件)	
				総数	うち児童虐待相 談対応件数
平成12年度	174 (1.00)	1,313 (1.00)	—	361,124(1.00)	17,725 (1.00)
平成13年度	175 (1.01)	1,480 (1.13)	15.6% (1.00)	381,843(1.06)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 (1.03)	1,627 (1.24)	21.7% (1.39)	398,025(1.10)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 (1.05)	1,733 (1.32)	30.1% (1.93)	341,629(0.95)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 (1.05)	1,813 (1.38)	39.8% (2.55)	351,838(0.97)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 (1.07)	1,989 (1.51)	51.0% (3.27)	349,911(0.97)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 (1.10)	2,139 (1.63)	69.0% (4.42)	381,757(1.06)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 (1.13)	2,263 (1.72)	84.1% (5.39)	367,852(1.02)	40,639 (2.29)
平成20年度	197 (1.13)	2,358 (1.80)	94.1% (6.03)	364,414(1.01)	42,664 (2.41)
平成21年度	201 (1.16)	2,428 (1.85)	97.6% (6.26)	371,800(1.03)	44,211 (2.49)
平成22年度	204 (1.17)	2,477 (1.89)	98.7% (6.33)	373,528(1.03)	56,384 (3.18)
平成23年度	206 (1.18)	2,606 (1.98)	99.5% (6.38)	385,294(1.07)	59,919 (3.38)
平成24年度	207 (1.19)	2,670 (2.03)	99.7% (6.39)	384,261(1.06)	66,701 (3.76)
平成25年度	207 (1.19)	2,771 (2.11)	99.7% (6.39)	391,997(1.09)	73,802 (4.16)
平成26年度	207 (1.19)	2,829 (2.15)	— (—)	420,128(1.16)	88,931 (5.02)

* ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

* 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在

* 平成22年度の児童相談所相談対応件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童虐待防止対策の現状(2)

年 度	立ち入り件数 (件)	(児童虐待理由) 一時保護件数 (委託も含む) (件)	強制入所措置のための家庭裁判所 への申立・承認件数		児童養護施設 *2
			請求件数 (件)	承認件数 (件)	入所定員(入所率) (人)
平成12年度	96 (1.00)	6,168 (1.00)	127	87	33,803 (85.5%)
平成13年度	194 (2.02)	7,652 (1.24)	134	99	33,660 (88.0%)
平成14年度	184 (1.92)	8,369 (1.36)	117	87	33,651 (89.3%)
平成15年度	249 (2.59)	7,857 (1.27)	140	105	33,474 (89.7%)
平成16年度	287 (2.99)	8,427 (1.37)	186	147	33,485 (91.4%)
平成17年度	243 (2.53)	9,043 (1.47)	176	147	33,676 (91.5%)
平成18年度	238 (2.48)	10,221 (1.66)	185	163	33,561 (91.7%)
平成19年度	199 (2.07)	10,562 (1.71)	235	182	33,917 (90.9%)
平成20年度	148 (1.54)	10,869 (1.76)	230	173	33,994 (90.3%)
平成21年度	148 (1.54)	10,682 (1.73)	230	214	34,648 (88.4%) *3
平成22年度	202 (2.10)	12,673 (2.05)	255	239	34,554 (87.5%) *3
平成23年度	91 (0.95)	13,251 (2.15)	267	218	34,464 (86.3%) *3
平成24年度	86 (0.90)	14,891 (2.41)	294	244	34,252 (85.8%) *3
平成25年度	84 (0.88)	15,487 (2.51)	318	277	34,044 (84.7%) *3
平成26年度	114 (1.19)	16,816 (2.73)	350	267	33,579 (83.9%) *3

* 1) ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

* 2) 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。(社会福祉施設等調査報告)

* 3) 平成21年度以降の児童養護施設の入所定員・入所率は各年10月1日現在。(家庭福祉課調べ)

* 4) 平成22年度の立ち入り件数、一時保護件数、強制入所措置のための家庭裁判所への申立・承認件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成26年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等、福祉事務所、からが多くなっている。

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
16年度	5,306 (16%)	785 (2%)	4,837 (14%)	410 (1%)	4,433 (13%)	639 (2%)	871 (3%)	1,408 (4%)	1,611 (5%)	2,034 (6%)	5,078 (15%)	5,996 (18%)	33,408 (100%)
17年度	5,368 (16%)	958 (3%)	4,807 (14%)	455 (1%)	4,591 (13%)	538 (2%)	530 (2%)	1,428 (4%)	1,521 (4%)	2,250 (7%)	5,073 (15%)	6,953 (20%)	34,472 (100%)
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (0%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)
25年度	7,393 (10%)	1,554 (2%)	13,866 (19%)	816 (1%)	6,618 (9%)	290 (0%)	179 (0%)	2,525 (3%)	1,680 (2%)	21,223 (29%)	6,498 (9%)	11,160 (15%)	73,802 (100%)
26年度	7,806 (9%)	1,996 (2%)	15,636 (18%)	849 (1%)	7,073 (8%)	281 (0%)	155 (0%)	2,965 (3%)	1,714 (2%)	29,172 (33%)	7,256 (8%)	14,028 (16%)	88,931 (100%)

※ 平成26年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が5,806件である。

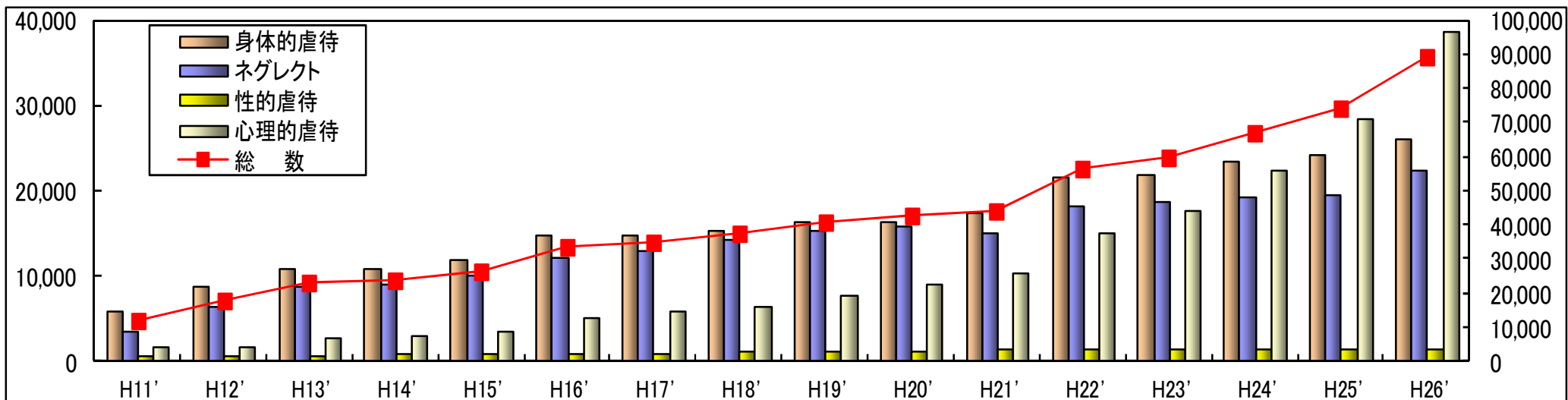
※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成26年度は、心理的虐待が43.6%で最も多く、次いで身体的虐待が29.4%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973(51.3%)	3,441(29.6%)	590(5.1%)	1,627(14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877(50.1%)	6,318(35.6%)	754(4.3%)	1,776(10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828(46.5%)	8,804(37.8%)	778(3.3%)	2,864(12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932(46.1%)	8,940(37.7%)	820(3.5%)	3,046(12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022(45.2%)	10,140(38.2%)	876(3.3%)	3,531(13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881(44.6%)	12,263(36.7%)	1,048(3.1%)	5,216(15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712(42.7%)	12,911(37.5%)	1,052(3.1%)	5,797(16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



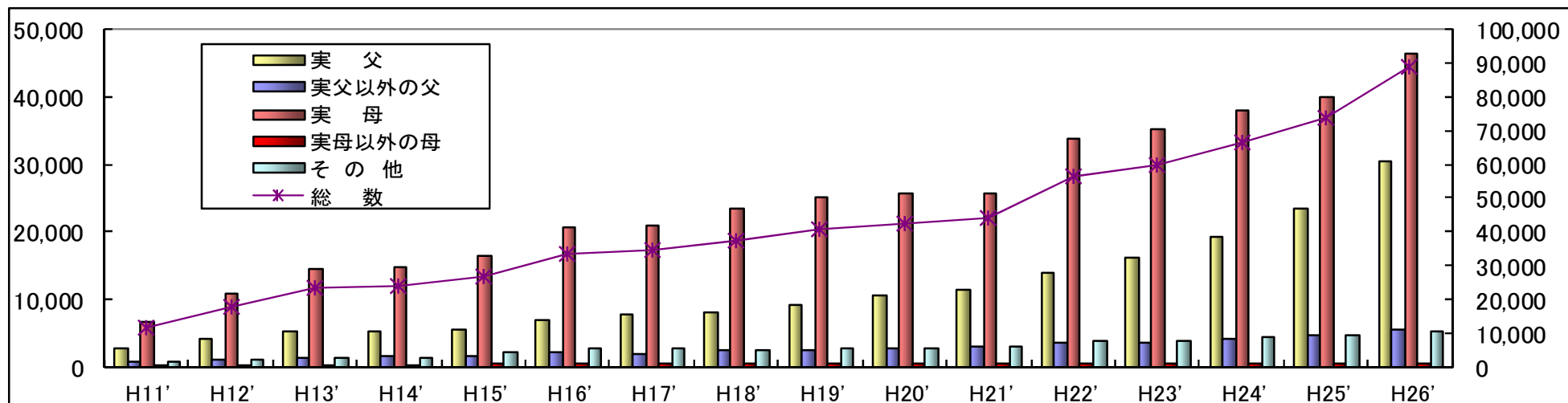
主たる虐待者の推移(児童相談所)

○ 平成26年度は、実母が52.4%と最も多く、次いで実父が34.5%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)
平成26年度	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)

* その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

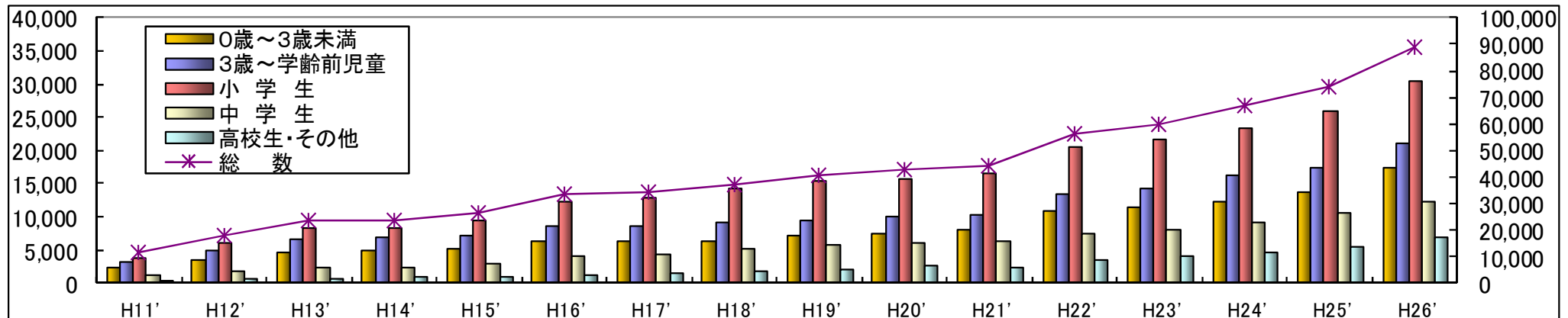


虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

○ 平成26年度は、小学生が34.5%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.8%、0歳から3歳未満が19.7%である。
 なお、小学校入学前の子どもの合計の割合は、43.5%となっており、高い割合を占めている。

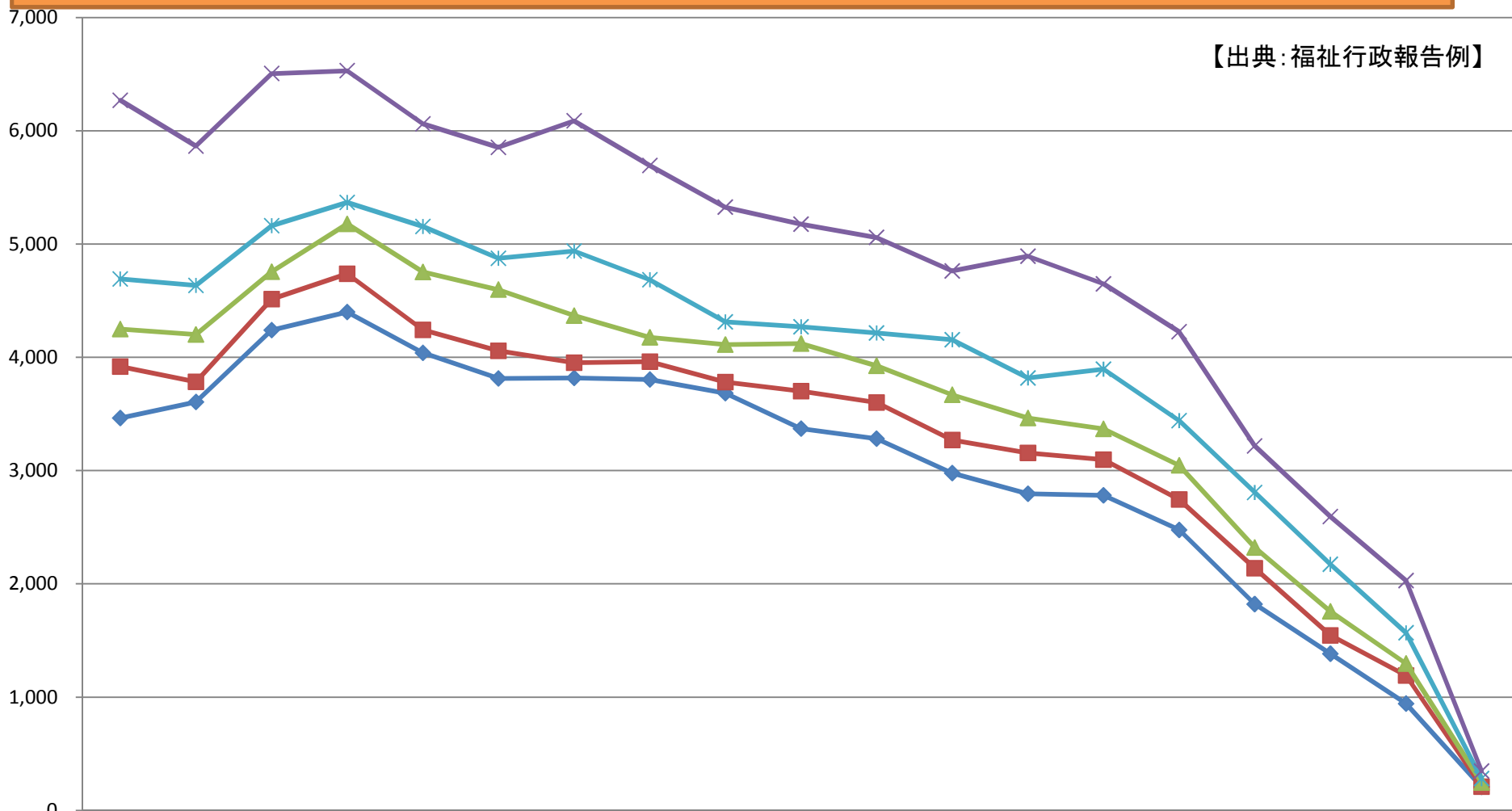
	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	7,728(18.1%)	10,211(23.9%)	15,814(37.1%)	6,261(14.7%)	2,650(6.2%)	42,664(100.0%)
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



児童相談所の児童虐待相談受付件数 一年齢別

【出典：福祉行政報告例】



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
◆22'児相	3,463	3,605	4,239	4,400	4,040	3,814	3,817	3,803	3,684	3,371	3,282	2,977	2,795	2,781	2,477	1,820	1,382	942	208
■23'児相	3,918	3,784	4,513	4,737	4,243	4,057	3,953	3,962	3,782	3,701	3,600	3,269	3,156	3,097	2,746	2,138	1,546	1,191	211
▲24'児相	4,249	4,202	4,755	5,178	4,754	4,597	4,368	4,175	4,112	4,122	3,925	3,669	3,463	3,368	3,046	2,321	1,757	1,296	247
✧25'児相	4,691	4,634	5,162	5,368	5,155	4,875	4,939	4,685	4,313	4,269	4,215	4,156	3,818	3,896	3,441	2,806	2,172	1,567	281
✕26'児相	6,269	5,864	6,505	6,530	6,061	5,854	6,087	5,693	5,325	5,175	5,058	4,762	4,893	4,648	4,227	3,218	2,594	2,028	348

児童相談所での相談対応件数の推移

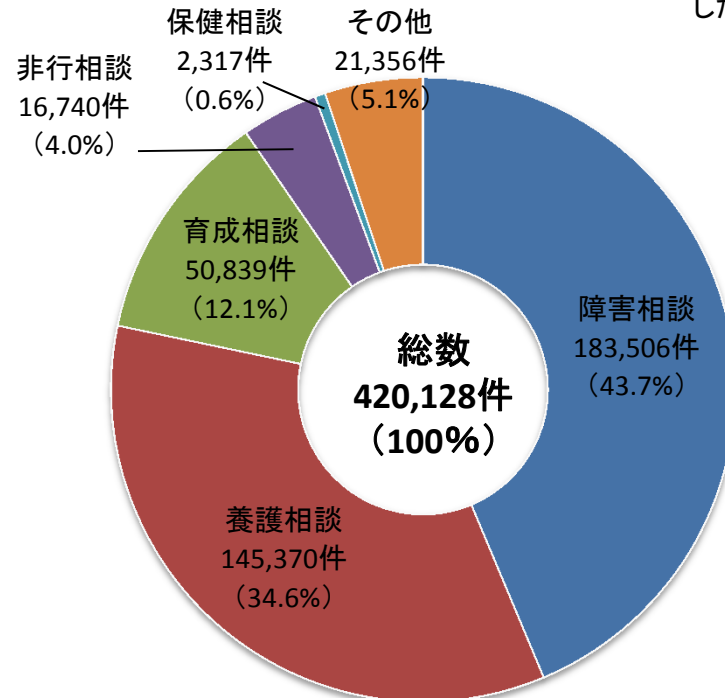
○ 平成26年度の児童相談所での相談対応件数は420,128件で、「障害相談」が全体の43.7%と最も多く、次いで「虐待相談」を含む「養護相談」が34.6%であり、「養護相談」については、相談別件数で唯一増え続けている。

	障害相談	養護相談	育成相談	非行相談	保健相談	その他	総数
平成16年度	158,598(45.1%)	74,435(21.2%)	65,356(18.6%)	18,084(5.1%)	5,474(1.6%)	29,891(8.5%)	351,838(100.0%)
平成17年度	162,982(46.6%)	75,668(21.6%)	61,304(17.5%)	17,571(5.0%)	4,430(1.3%)	27,956(8.0%)	349,911(100.0%)
平成18年度	194,871(51.0%)	78,863(20.7%)	61,061(16.0%)	17,166(4.5%)	4,313(1.1%)	25,483(6.7%)	381,757(100.0%)
平成19年度	182,053(49.5%)	83,505(22.7%)	58,958(16.0%)	17,670(4.8%)	3,411(0.9%)	22,255(6.0%)	367,852(100.0%)
平成20年度	182,524(50.1%)	85,274(23.4%)	55,005(15.1%)	17,172(4.7%)	2,970(0.8%)	21,469(5.9%)	364,414(100.0%)
平成21年度	192,082(51.7%)	87,596(23.6%)	51,794(13.9%)	17,690(4.8%)	2,835(0.8%)	19,803(5.3%)	371,800(100.0%)
平成22年度	181,108(48.5%)	101,323(27.1%)	50,993(13.7%)	17,345(4.6%)	2,608(0.7%)	20,151(5.4%)	373,528(100.0%)
平成23年度	185,853(48.2%)	107,511(27.9%)	51,751(13.4%)	17,155(4.5%)	2,639(0.7%)	20,385(5.3%)	385,294(100.0%)
平成24年度	175,285(45.6%)	116,725(30.4%)	52,182(13.6%)	16,640(4.3%)	2,538(0.7%)	20,891(5.4%)	384,261(100.0%)
平成25年度	172,945(44.1%)	127,252(32.5%)	51,520(13.1%)	17,020(4.3%)	2,458(0.6%)	20,802(5.3%)	391,997(100.0%)
平成26年度	183,506(43.7%)	145,370(34.6%)	50,839(12.1%)	16,740(4.0%)	2,317(0.6%)	21,356(5.1%)	420,128(100.0%)

平成26年度 相談種類別対応件数

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

	うち虐待相談
平成16年度	33,408
平成17年度	34,472
平成18年度	37,323
平成19年度	40,639
平成20年度	42,664
平成21年度	44,211
平成22年度	56,384
平成23年度	59,919
平成24年度	66,701
平成25年度	73,802
平成26年度	88,931



虐待相談の対応状況

○ 虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が78,600件(87.5%)と最も多く、施設入所等については1割未満の4,248件となっている。施設入所等の内訳は、児童養護施設が2,685件(63.2%)と最も多くなっている。

虐待相談への対応

	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総数
21年度	3,719 (8.3%)	312 (0.7%)	37,043 (82.5%)	3,803 (8.5%)	44,877 (100.0%)
22年度	4,047 (7.1%)	389 (0.7%)	48,172 (84.3%)	4,546 (8.0%)	57,154 (100.0%)
23年度	4,060 (6.7%)	439 (0.7%)	51,626 (85.0%)	4,601 (7.6%)	60,726 (100.0%)
24年度	4,067 (6.0%)	429 (0.6%)	58,373 (86.4%)	4,705 (7.0%)	67,574 (100.0%)
25年度	4,075 (5.4%)	390 (0.5%)	64,877 (86.5%)	5,640 (7.5%)	74,982 (100.0%)
26年度	4,248 (4.7%)	537 (0.6%)	78,600 (87.5%)	6,425 (7.2%)	89,810 (100.0%)

※ 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。

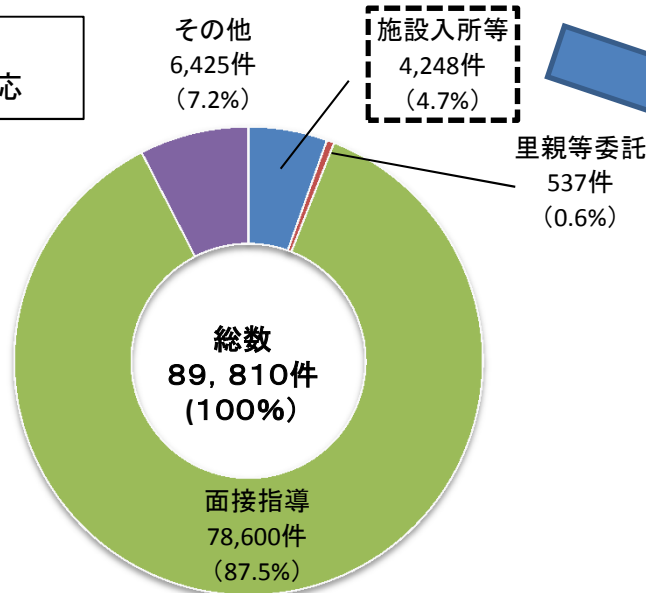
※ 平成26年度における「その他」の主なものは、「児童福祉司指導」2,821件である。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

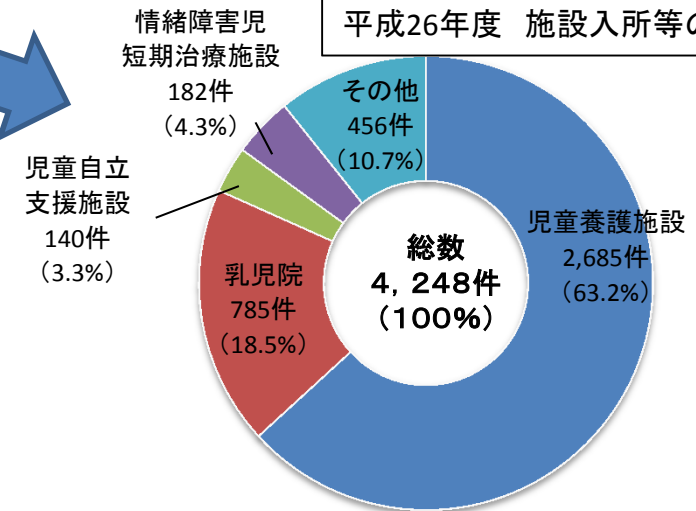
施設入所等の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	総数
21年度	2,456 (66.0%)	643 (17.3%)	119 (3.2%)	154 (4.1%)	347 (9.3%)	3,719 (100.0%)
22年度	2,580 (63.8%)	728 (18.0%)	143 (3.5%)	185 (4.6%)	411 (10.2%)	4,047 (100.0%)
23年度	2,697 (66.4%)	713 (17.6%)	117 (2.9%)	159 (3.9%)	374 (9.2%)	4,060 (100.0%)
24年度	2,597 (63.8%)	747 (18.4%)	126 (3.1%)	161 (4.0%)	436 (10.7%)	4,067 (100.0%)
25年度	2,571 (63.1%)	715 (17.5%)	150 (3.7%)	149 (3.7%)	490 (12.0%)	4,075 (100.0%)
26年度	2,685 (63.2%)	785 (18.5%)	140 (3.3%)	182 (4.3%)	456 (10.7%)	4,248 (100.0%)

平成26年度 虐待相談への対応



平成26年度 施設入所等の内訳



(注)「施設入所等」(4,248件)とは、「入所」(4,241件)及び「通所」(7件)をさす。

平成26年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 88,931件

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
42,664件	44,211件	56,384件	59,919件	66,701件	73,802件

一時保護 16,816件(18.9%)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
10,869件 (25.5%)	10,682件 (24.2%)	12,673件 (22.5%)	13,251件 (22.1%)	14,891件 (22.3%)	15,487件 (21.0%)

施設入所等 4,785件(5.4%) *

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4,162件 (9.8%)	4,031件 (9.1%)	4,436件 (7.9%)	4,499件 (7.5%)	4,496件 (6.7%)	4,465件 (6.0%)



内訳

児童養護施設	乳児院	里親委託等	その他施設
2,685人	785人	537人	778人

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
2,563人	2,456人	2,580人	2,697人	2,597人	2,571人

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
679人	643人	728人	713人	747人	715人

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
282人	312人	389人	439人	429人	390人

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
638人	620人	739人	650人	723人	789人

○ 平成26年度の児福法第28条措置 承認件数 267件

* 平成26年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 11,969件

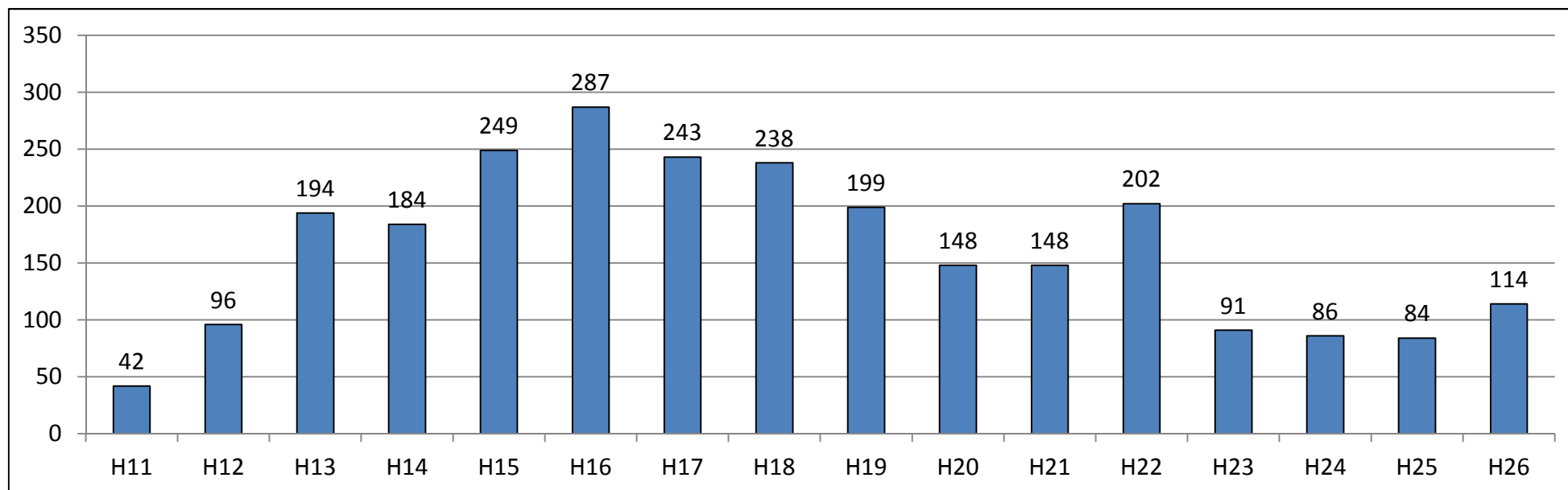
※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数、施設入所等件数、児福法第28条措置承認件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

家庭への立入調査

○ 児童虐待防止法第9条に基づく立入調査は、児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童福祉司等が児童の住居等に立ち入り、必要な調査や質問を行うことができるものである。

○ 平成26年度に立入調査した件数は114件であった。

11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
42	96	194	184	249	287	243	238	199	148	148	202	91	86	84	114



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

- 平成27年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 69自治体(設定率100%)

【設定時間】 48時間以内:64自治体

24時間以内: 5自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県、堺市)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に135か所(平成27年4月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

27年度予算額：児童入所施設措置費等107,612,963千円の内数

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

5 対応件数 (一時保護所内保護件数)

(平成26年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
22,005	16,613 (10,695)	118	3,199	1,828	247

児童相談所での所内一時保護の状況

○ 平成26年度の一時保護所内の一時保護件数は22,005件であり、保護理由については、「児童虐待」が48.6%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が26.7%となっている。

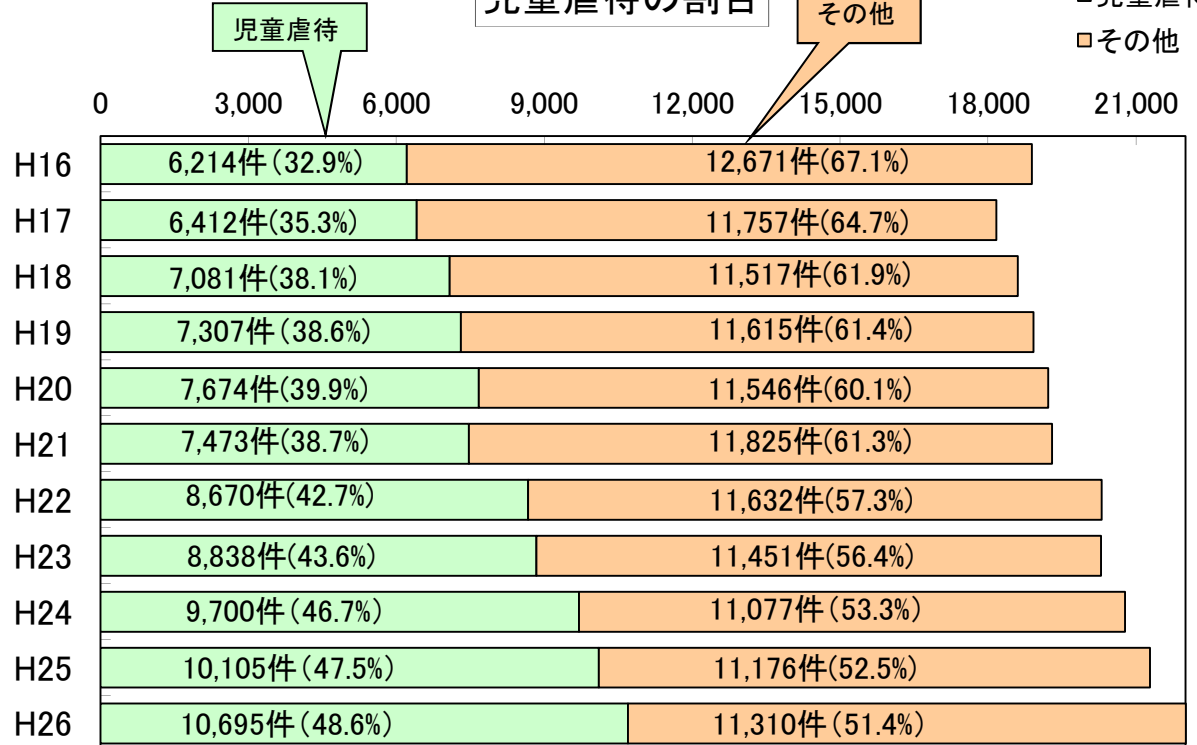
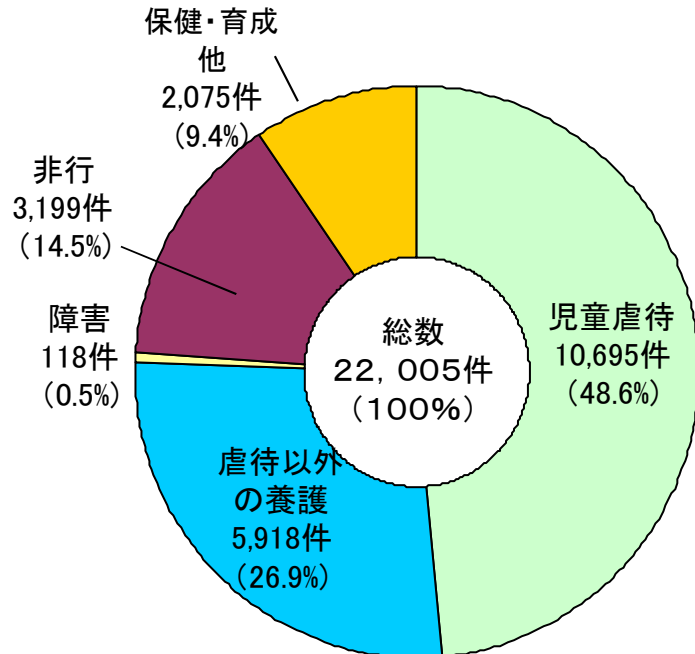
	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)
平成21年度	7,473(38.7%)	6,709(34.8%)	142(0.7%)	3,224(16.7%)	1,750(9.1%)	19,298(100.0%)
平成22年度	8,670(42.7%)	6,311(31.1%)	138(0.7%)	3,173(15.6%)	2,010(9.9%)	20,302(100.0%)
平成23年度	8,838(43.6%)	6,231(30.7%)	276(1.4%)	3,175(15.6%)	1,769(8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700(46.7%)	5,825(28.0%)	197(1.0%)	3,092(14.9%)	1,963(9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105(47.5%)	5,934(27.9%)	104(0.5%)	3,167(14.9%)	1,971(9.3%)	21,281(100.0%)
平成26年度	10,695(48.6%)	5,918(26.9%)	118(0.5%)	3,199(14.5%)	2,075(9.4%)	22,005(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童虐待の割合

□ 児童虐待
□ その他

平成26年度 保護理由別件数



児童虐待による一時保護委託の状況

○ 平成26年度の児童虐待が理由の一時保護委託件数は6,121件であり、児童虐待を理由とする一時保護総数の約4割を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で3,629件と約6割を占めている。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一時保護所内	7,674 [70.6%]	7,473 [70.0%]	8,670 [68.4%]	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]	10,695 [63.6%]
一時保護委託	3,195 [29.4%]	3,209 [30.0%]	4,003 [31.6%]	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]	6,121 [36.4%]
児童養護施設	1,405(44.0%)	1,334(41.6%)	1,807(45.1%)	1,935(43.8%)	2,279(43.9%)	2,229(41.4%)	2,539(41.5%)
乳児院	599(18.7%)	623(19.4%)	826(20.6%)	810(18.4%)	1,050(20.2%)	903(16.8%)	1,090(17.8%)
児童自立支援施設	33(1.0%)	20(0.6%)	38(0.9%)	43(1.0%)	64(1.2%)	61(1.1%)	74(1.2%)
情緒障害児短期治療施設	50(1.6%)	52(1.6%)	67(1.7%)	56(1.3%)	62(1.2%)	58(1.1%)	66(1.1%)
障害児関係施設	193(6.0%)	203(6.3%)	226(5.6%)	267(6.1%)	310(6.0%)	371(6.9%)	406(6.6%)
その他社会福祉施設	70(2.2%)	120(3.7%)	136(3.4%)	114(2.6%)	150(2.9%)	123(2.3%)	132(2.2%)
警察等	127(4.0%)	112(3.5%)	101(2.5%)	189(4.3%)	192(3.7%)	282(5.2%)	226(3.7%)
里親	349(10.9%)	376(11.7%)	436(10.9%)	532(12.1%)	583(11.2%)	662(12.3%)	941(15.4%)
その他	369(11.5%)	369(11.5%)	366(9.1%)	467(10.6%)	501(9.7%)	693(12.9%)	647(10.6%)
一時保護総数	10,869	10,682	12,673	13,251	14,891	15,487	16,816

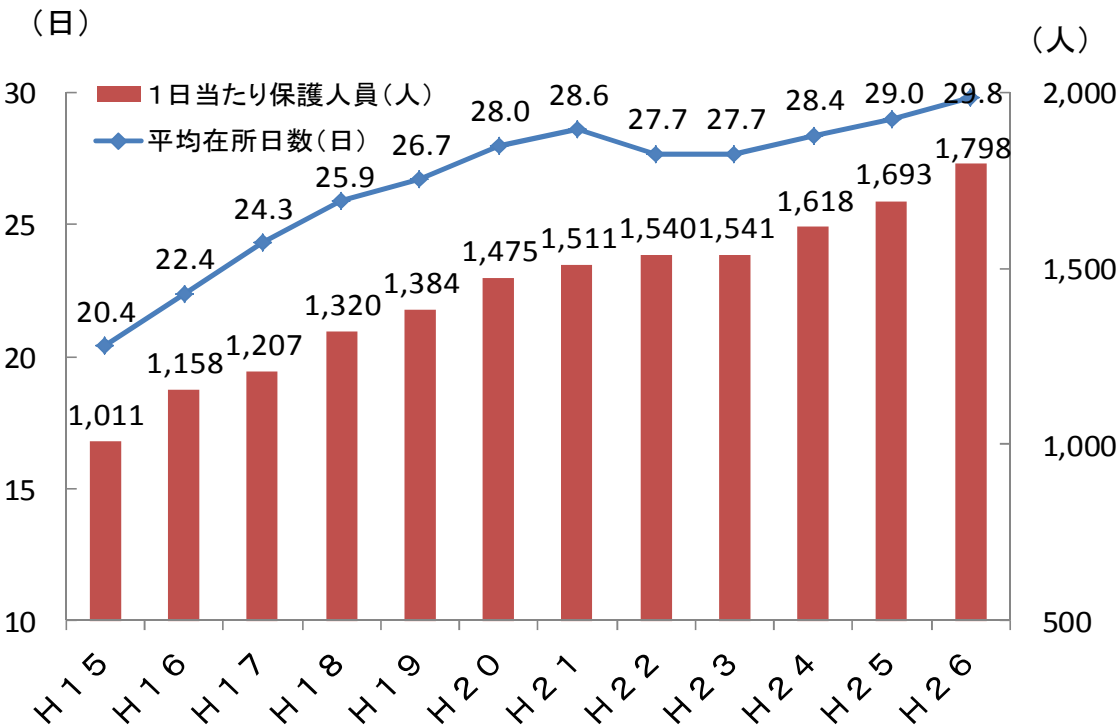
* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

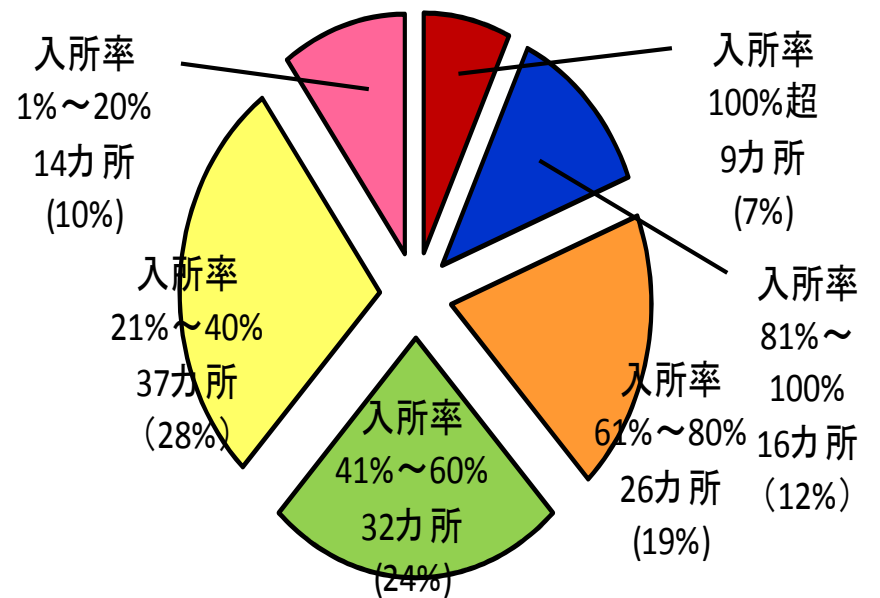


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H26.1~12の間の一時保護所(134カ所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

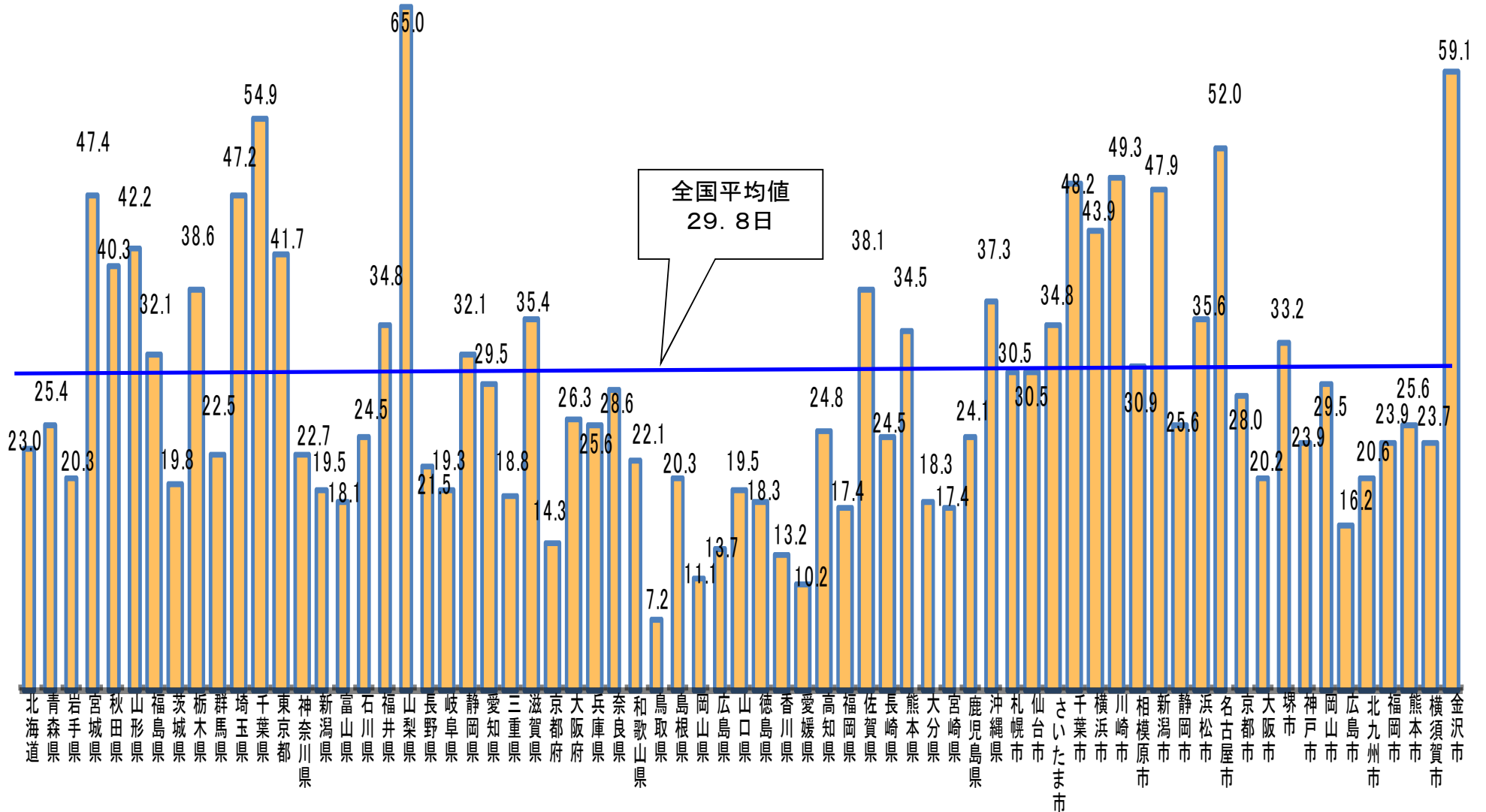
(参考)

都道府県等別一時保護所での平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.8日

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部) [平成26年度]

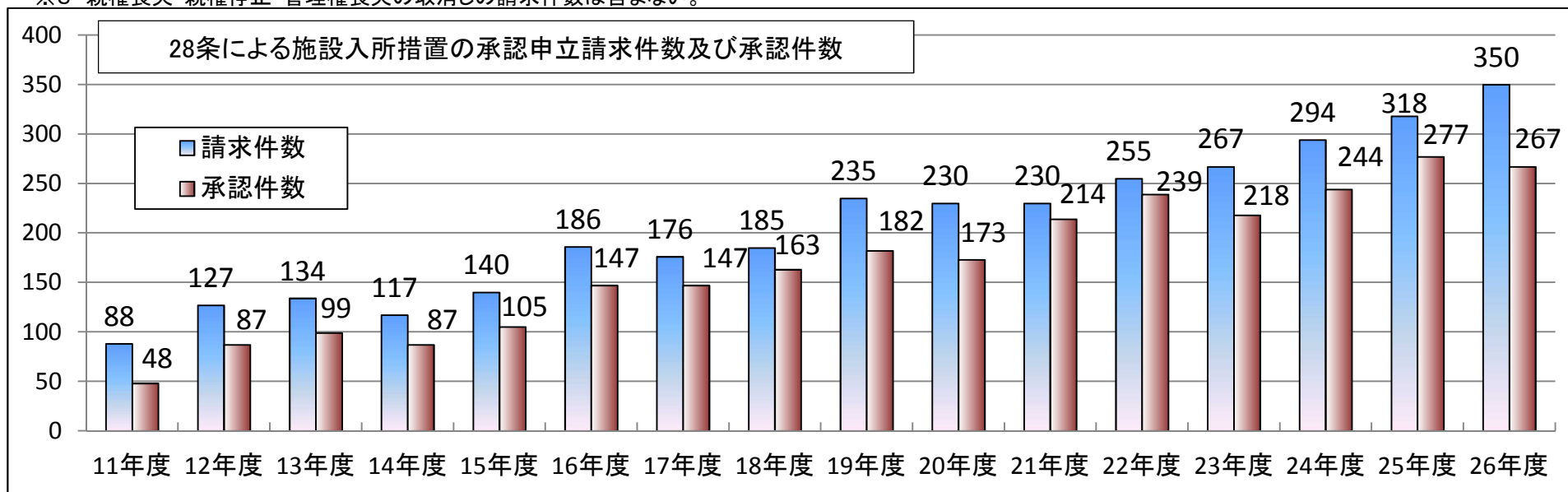
児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の7(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失等請求)の件数

- 平成26年度の28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は350件、承認件数は267件である。
- 平成24年度から、33条の7により、親権喪失に加え、親権停止、管理権喪失宣告の請求が可能となった。

	事項	28条による施設入所措置の承認申立	33条の7による親権喪失宣告等の請求			
			親権喪失	親権停止	管理権喪失	
平成22年度	請求件数	255	16	16		※1
	承認件数	239 (94%)	2	2		
平成23年度	請求件数	267	9	9		※1
	承認件数	218 (82%)	6	6		
平成24年度	請求件数	294	38	-	-	※2
	承認件数	244 (83%)	14	-	-	
平成25年度	請求件数	318	47	11	34	
	承認件数	277 (87%)	38	6	29	
平成26年度	請求件数	350	22	3	18	
	承認件数	267 (76%)	20	6	13	

※1 平成23年度以前は、親権喪失の請求のみ可能。 ※2 平成24年度は、統計上、親権喪失等の合計値のみ。

※3 親権喪失・親権停止・管理権喪失の取消しの請求件数は含まない。



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

2. 児童虐待防止対策に関する制度改革の経緯 について(司法関与関係を中心に)

現行の児童虐待防止法、児童福祉法(児童虐待対応の関連部分)の概要

児童虐待の防止等に関する法律

(平成12年法律第82号)

1 目的(第1条関係)

この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする

2 児童虐待の定義(第2条関係)

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 保護の怠慢(ネグレクト)
- 心理的虐待

3 国及び地方公共団体の責務等(第4条関係)

- 児童虐待の防止等に必要の体制の整備
- 人材確保、資質向上のための研修
- 広報啓発
- 調査研究及び検証

4 児童虐待の早期発見及び児童虐待に係る通告(第5条～第7条関係)

- 学校・病院等の教職員・医師・保健師・弁護士等の児童虐待の早期発見の努力義務
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務(②)

5 児童虐待を受けた児童の安全確認義務(第8条関係)

- 通告等を受けた市町村、福祉事務所による早期の安全確認の義務
→確認後、児童相談所への送致等(④)
- 児童相談所は、必要に応じて一時保護(⑨)

6 出頭要求、立入調査等、再出頭要求(第8条の2、第9条、第9条の2関係)

- 児童虐待が疑われる場合 →保護者への児童を同伴した出頭要求
- 出頭要求に応じなく、児童虐待が疑われる場合 →立入調査(⑧⑫)
- 立入調査を拒否、児童虐待が疑われる場合 →再出頭要求

児童福祉法

(平成22年法律第164号)

① 児童相談所の業務(第11～12条関係)

- 児童相談所は児童及び妊産婦の福祉に関する業務を行う
 - ・相談、調査、診断、判定、援助決定
 - ・在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等
 - ・一時保護 等

② 要保護児童の通告義務(第25条関係)

- 要保護児童を発見した者の通告義務
- 通告先:市町村、福祉事務所、児童相談所
※要保護児童(第6条の3第8項):保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

③ 要保護児童対策地域協議会(第25条の2～第25条の4関係)

- 関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会の設置義務(努力義務)
- 協議の対象:要保護児童、要支援児童、特定妊婦
※要支援児童(第6条の3第5項):保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
特定妊婦(第6条の3第5項):出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

④ 市町村及び都道府県の設置する福祉事務所長の採るべき措置(第25条の7～第25条の8関係)

通告を受けた児童等について、第27条の措置が必要と認める者等の児童相談所への送致

⑤ 児童相談所長の採るべき措置(第26条関係)

通告を受けた児童、若しくは市町村及び福祉事務所長により送致を受けた児童等の都道府県知事への報告や、児童福祉司の指導等の措置

7 臨検・捜索(第9条の3～第9条の9関係)

再出頭要求を拒否し、児童虐待が疑われている場合

→裁判官の許可状により、児童相談所による臨検、捜索

※ 臨検・捜索

「臨検」とは、住居等に立ち入ること。「捜索」とは、住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すこと。物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとする強制処分。

8 警察署長に対する援助要請(第10条関係)

- 児童の安全確認等における警察署長への援助要請
- 援助要請を受けた警察官は、安全の確認及び確保を目的として、警察法、警察官職務執行法に基づく任務と権限に基づく対応

9 保護者への指導、面会・通信の制限、接近禁止命令等(第11～12条の4、第14、15条)

- 虐待を行った保護者が児童福祉司による指導を受ける義務(⑥)、保護者が指導を受けないときの都道府県知事による勧告
- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令(罰則あり)
- 親権の適切な行使に関する配慮、親権喪失制度の適切な運用(⑩)

10 児童の自立に向けた支援(第13条～第13条の2関係)

- 都道府県知事による施設入所措置解除の際の児童福祉司等の意見の聴取及び保護者に対する指導効果や児童虐待の予防措置の効果の勘案(⑥)
- 児童虐待を受けた者の教育の改善・充実、自立支援のための施策の実施

11 関係機関相互の情報提供(第13条の3関係)

- 地方公共団体の機関は、市町村長、児童相談所長等から児童虐待に係る児童等の資料又は情報の提供を求められたときは、必要な限度で提供可能

12 罰則(第17条関係)

接近禁止命令(第12条の4第1項)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

⑥ 都道府県の採るべき措置(第27条、第32条関係)

- 都道府県の第26条の報告のあった児童等への措置
 - ・児童又はその保護者への訓戒又は誓約書の提出
 - ・児童又はその保護者への児童福祉司等による指導
 - ・施設入所又は里親委託
 - ・家庭裁判所への送致
- 施設入所又は里親委託は、親権者又は未成年後見人の同意が必要

⑦ 親権者の同意が得られない場合の措置(第28条関係)

- 施設入所又は里親委託の同意が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て措置が可能
- 措置期間は2年以内(家庭裁判所の承認を得て更新可)
- 家庭裁判所は措置に関する承認の審判をする場合、当該保護者の指導措置が相当であると認めるときは、その旨を都道府県に勧告

⑧ 立入調査(第29条関係)

都道府県による第28条の措置を採るために必要がある場合の立入調査

⑨ 児童の一時保護(第33条、第33条の2関係)

- 児童相談所長による必要があると認めるときの一時保護
- 一時保護の期間は2か月以内(更新可)
- 2か月を超えて一時保護を行うことが親権者又は未成年後見人の同意を得られない場合は都道府県児童福祉審議会の意見聴取が必要

⑩ 児童相談所長の親権喪失の審判等の請求(第33条の7関係)

児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取り消しの請求は、児童相談所長も行うことが可能

⑪ 児童相談所長の未成年後見人選任の請求等(第33条の8～第33条の9関係)

児童相談所長は、親権者のない児童等について、福祉のために必要がある場合は、家庭裁判所に未成年後見人の選任請求が必要

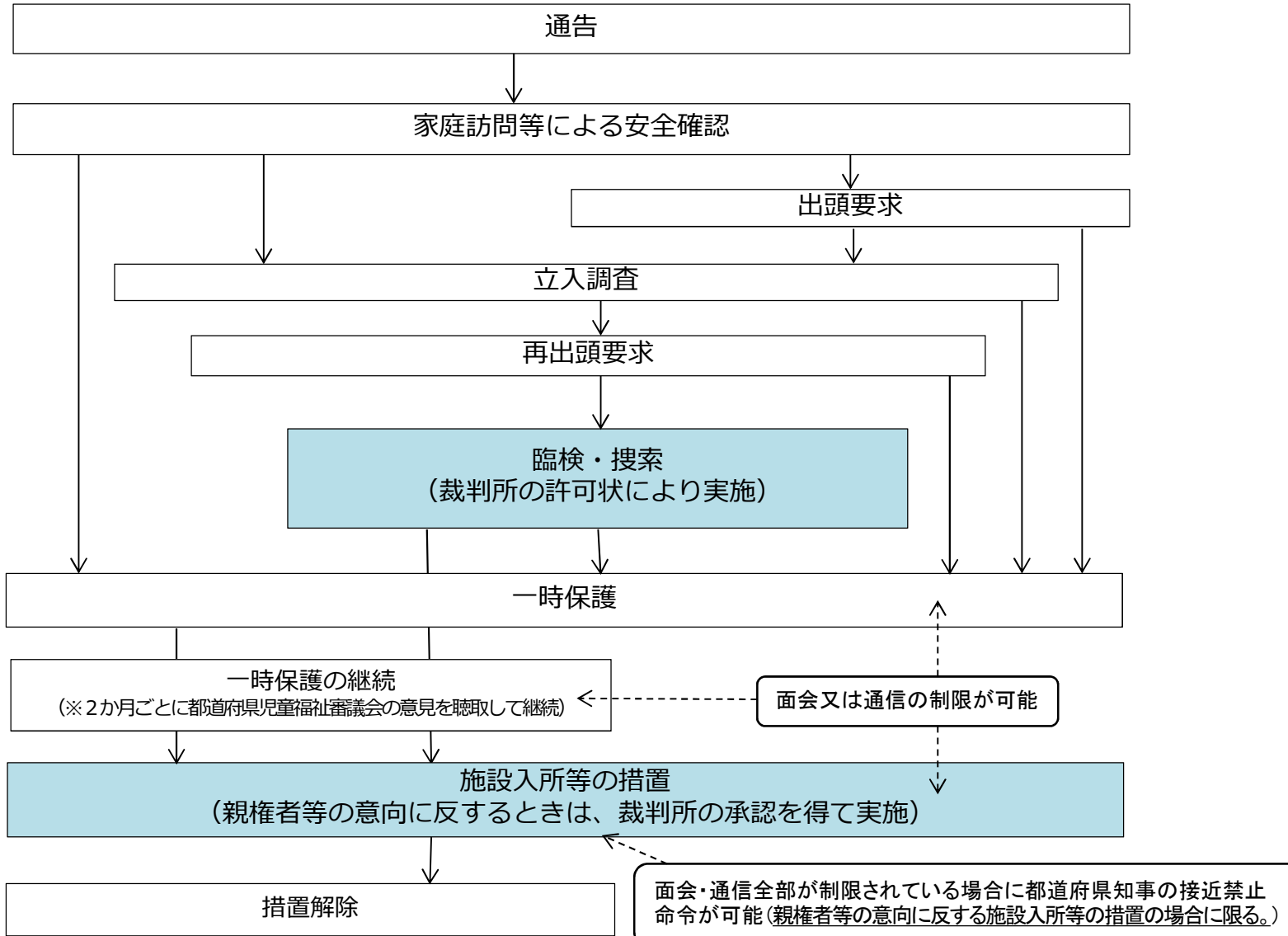
⑫ 罰則(第61条の5関係)

第29条の規定による立入調査を拒否した場合や虚偽の答弁を行った場合等には、50万円以下の罰金

児童虐待対応における司法関与について

児童虐待への対応過程での司法の関与について

<通告から措置解除までの基本的な流れ>



青色部分は現行制度上、司法関与が規定されているもの

保護者への関与

- 児童相談所長による親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求
- 親権を行う者のいない児童等について、児童相談所長による未成年後見人選任の請求
- 家庭裁判所は施設入所等の措置に関する承認の審判をする場合、当該保護者に対する指導措置が相当であると認めるときは、その旨を都道府県に勧告

児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）

※改正内容の抜粋

平成12
◇児童虐待の防止等に関する法律の制定
（児童虐待防止法制定）平成12年11月20日 施行

- ◇児童虐待の定義
 - ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
- ◇住民の通告義務
- ◇立入調査
- ◇児童虐待の早期発見
- ◇警察官の援助について明記

平成19
◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正
平成20年4月1日 施行

- ◇児童の安全確認義務
 - ・児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化
- ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化
 - ・解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の創設(臨検・搜索)
- ◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
- 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

平成16
◇児童虐待防止法の改正
平成16年10月1日 施行
○児童福祉法の改正
平成17年 1月1日 施行(※●印を除く)

- ◇児童虐待の定義の見直し
 - ・同居人による虐待を放置することをネグレクトと定義
 - ・児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義
- ◇通告義務の範囲の拡大
 - ・虐待を受けたと思われる場合も対象
- ◇面会又は通信の制限
- 市町村の役割の明確化
 - ・相談対応を明確化し虐待通告先に追加
- 要保護児童対策地域協議会の法定化〔H17年4月施行〕
- 司法関与の強化
 - ・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化（入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能）
 - ・保護者指導の勧告

平成20
○児童福祉法の改正
平成21年 4月1日 施行(※●印を除く)

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大
- 里親制度の改正等家庭的養護の拡充〔H21年1月施行〕
- 被措置児童等に対する虐待の対応の明確化

平成23
□民法の改正・○児童福祉法の改正
平成24年4月1日 施行(一部を除く)

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化
- 法人又は複数の未成年後見人の許容
- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行 について規定
- その他(子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化、懲戒に関する規定の見直し、離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示

児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）概要

趣旨

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待防止対策等の充実・強化、新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じる。

法案の概要

(1) 児童相談に関する体制の充実

- ①児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化すること。
- ②地方公共団体に要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会を設置できることとするとともに、協議会参加者の守秘義務、支援内容を一元的に把握する機関の選定等、その運営に関し必要な規定を整備すること。
- ③政令で定める市は児童相談所を設置できることとする。
- ④児童福祉司の任用資格要件の見直しを行うこと。
- ⑤新任児童相談所長に対する研修を義務化すること。

(2) 児童福祉施設、里親等の見直し

- ①乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件を見直すこと。
- ②受託児童の監護、教育及び懲戒に関する里親の権限を明確化すること。
- ③児童福祉施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の業務として、退所した児童に対する相談その他の援助を位置付けること。

(3) 要保護児童に関する司法関与の見直し

- ①家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置について有期限化すること。
- ②児童の保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みを導入すること。
- ③児童相談所長の親権喪失請求権を18歳以上の未成年者まで拡大すること。

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

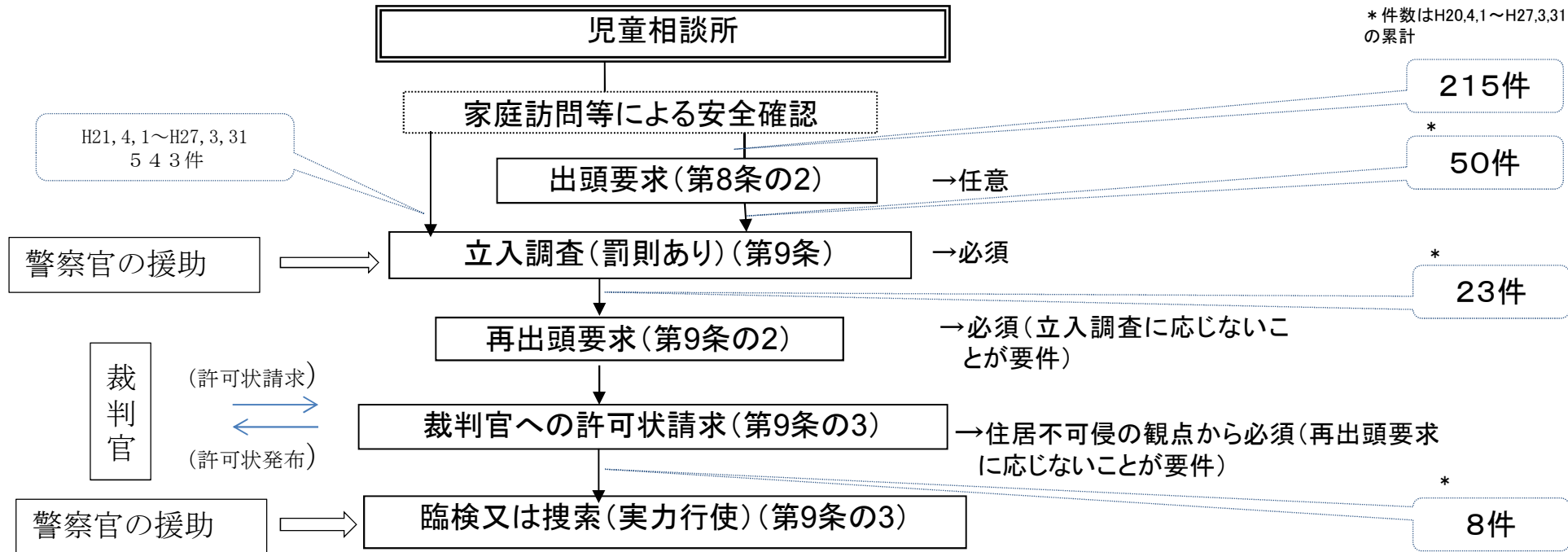
面会・通信制限の強化等について (平成19年改正)

	改正前	改正後
一時保護 ・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護	なし	面会・通信制限 ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
同意入所等 ・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	なし	面会・通信制限 ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
強制入所等 ・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	面会・通信制限	面会・通信制限 + 接近禁止命令 (罰則あり)

<施行後の実施状況>

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
面会制限	27	27	37	38	18	30	4	181
通信制限	15	23	20	25	12	16	4	115
面会+通信制限	74	28	61	43	76	45	57	384
接近禁止命令	0	0	1	2	1	1	1	6

臨検、捜索に至る手続き(児童虐待防止法における対応)



【第8条の2】(出頭要求)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条】(立入調査)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の2】(再出頭要求)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の3】(臨検、捜索)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

児童虐待対応における司法関与に係る主な検討経過

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年6月制定、翌年4月施行）【議員立法】

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則において、以下の検討条項を規定。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を養護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待防止のための親権制度研究会（平成21年6～12月）【法務省】 ※厚生労働省、最高裁判所事務総局は関係省として参加。

○平成22年1月に報告書を取りまとめ。

- ◆親権者の義務における子の利益の観点の明確化
- ◆一時保護における司法関与の在り方
- ◆保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方
- ◆親権の制限制度
- ◆法人による未成年後見
- ◆里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がないときの取扱い等

法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会（平成22年3～12月）【法務省】

※厚生労働省、最高裁判所事務総局は委員として参加。

○平成22年12月に要綱案を取りまとめ。

- ◆親権者の義務における子の利益の観点の明確化
- ◆親権の制限制度
- ◆法人による未成年後見、未成年後見人の数等

○平成23年2月、法制審議会総会での審議を経て要綱案を法務大臣に答申。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会（平成22年3月～平成23年1月）【厚生労働省】

※最高裁判所事務総局、法務省はオブザーバーとして参加。

○平成23年1月に報告書を取りまとめ。

- ◆一時保護における司法関与の在り方
- ◆保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方
- ◆里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がないときの取扱い
- ◆一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関係等

相互に
結果報告

民法改正事項

児童福祉法改正事項

平成23年通常国会に「民法等の一部を改正する法律案」を提出

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。 【平成23年6月3日 公布（一部施行） / 平成24年4月1日 施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 親権停止制度の創設

（改正前）

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

（改正前）

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

（改正前）

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正前）

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(改正前)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。

2. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(改正前)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)

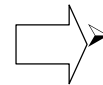
【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)

○ 児童相談所長による親権代行

(改正前)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

3. その他の改正

○ 子の利益の観点の明確化等

(改正前)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。



(改正後)

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。 【民法関係】
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 一時保護の見直し

(改正前)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。 【児童福祉法関係】

問題の所在等

- 一時保護の実施及び期間の延長は、親権者の意向にかかわらず、行政の判断のみで行うことができる。
- 親権者の意向に反する施設入所等の措置について、家庭裁判所の承認が必要であることを踏まえると、親権者の意向に反するにもかかわらず行政の判断のみで長期間にわたり一時保護を継続することは適当ではない。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆一時保護は強い権限であることから、行政不服審査法による不服申立て等の手続のほかに、一時保護開始後（又は開始前）に司法のチェックを受ける仕組みを設けるなど司法関与の強化が望ましい。

(別の観点からの意見)

- ◆司法や児童相談所の体制等を考慮することが必要。
- ◆一時保護に過度に重い手続を加え、かえってその実施を阻害し、児童の利益を損なう事態は避けるべき。
- ◆司法関与以外の行政権と親権者の調整・チェックの場（2か月以上の一時保護を対象）を設けるべきであり、児童福祉審議会が考えられる。

○検討の方向性

- ◆一時保護における司法関与の強化は、現状において相当でない。
- ◆一時保護の長期化防止の観点から手続的な措置が必要。

○考えられる対応策

- ◆2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、児童福祉審議会の意見を聴くこととする(※)。

(※) 児童福祉審議会の機能は、親権者の意向に配慮するとともに、一時保護の期間を延長するという行政の行為をチェックする機能が期待される。

児童福祉法第28条の審判の申立てをしている場合は、児童福祉審議会の意見を聴かなくてもよいものとするのが考えられる。

⇒ **上記に基づき、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）により児童福祉法を改正。**

問題の所在等

- 親子再統合実現等の観点から、児童虐待を行った保護者に対して児童への接し方や生活環境の改善等の指導が重要。
- 児童虐待を行った保護者について指導措置がとられた場合は、児童相談所の指導を受けなければならない、都道府県知事は指導を受けない保護者に対して指導を受けるよう勧告できるほか、指導勧告に従わない場合は一時保護や強制入所等の必要な措置をとることとされている。
- にもかかわらず、児童相談所の指導に応じず、養育態度を改善しようとする姿勢が見られないものも少なくない。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆親権者等の意に反する施設入所措置に係る審判において、家庭裁判所から都道府県へ保護者指導を行うよう勧告するだけでなく、児童相談所の保護者指導に実効性を持たせる観点から、家庭裁判所から保護者に対しても児童相談所の指導に従うよう勧告する仕組みが望ましい。

(別の観点からの意見)

- ◆裁判所が保護者に直接勧告することは、行政作用を裁判所が行うことになり司法の役割を超え、法制的に難しい。
- ◆家庭裁判所から都道府県に保護者指導の勧告を行う際に、勧告の内容を家庭裁判所から保護者に対して事実上传達することで、実効性を高められるのではないか。

○検討の方向性

- ◆司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に勧告することは法制的に難しい。
- ◆運用面で保護者指導の実効性を高められる方策を検討することが有用。

○考えられる対応策

- ◆家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなど運用面での対応を図ることについて検討すべきである。

⇒ 平成25年8月「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省雇用・均等児童家庭局総務課長通知）を改正し、上記対応策を追加。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会【平成23年1月報告書概要】 (③接近禁止命令の在り方関係)

検討課題等

- 接近禁止命令に対する裁判所の関与の在り方（命令の主体を裁判所にするなど）について検討が必要。
- 接近禁止命令の対象を強制入所等の場合に限らず、同意入所等及び一時保護並びにそれら以外の場合にまで拡大することについて検討が必要。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆年長の未成年者については、収入を親が無心しに来る場合等一時保護や施設入所等の措置がとられていないケースにおいても接近禁止命令が必要な場合があるため、仕組みが必要。
- ◆児童福祉司指導の措置となったケースのみを対象とすれば、事案の線引きは可能ではないか。
- ◆罰則付きの接近禁止命令には警察の関与があるため、制度創設の利点あり。

(別の観点からの意見)

- ◆罰則付きの接近禁止命令は親の権利等への強度の制限であることから慎重に検討することが必要。
- ◆施設入所等の措置がとられていない場合に、どのような事案に接近禁止命令を認めるのか、対象事案の適切な線引きが困難。
- ◆児童福祉司指導の措置ケースでは、通常親と同居していることから、接近禁止命令をかける前提を欠いており、必要な場合は、民法上の親権制限の請求や、施設入所等の措置で対応すべきではないか。
- ◆不当な介入は保護者によるものだけでなく、また、成人後も続くことがあるため、虐待防止法ではなく人格権に基づく差止請求で解決すべき。
- ◆接近禁止命令の要件は厳格であり、DV防止法の保護命令の要件を踏まえると「子どもに対して金を無心しに来る親のようなケース」は対象外。

○検討の方向性

- ◆対象となる事案の切り分けについて慎重な検討が必要であり、具体的な制度設計が困難。
- ◆施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に対しては、親権喪失の請求等、未成年後見人等の確保の仕組みや人格権に基づく差止請求等について、適切な運用を図ることが考えられる。
- ◆規定の施行以降実例がないことから、現行制度を適切に運用することとし、同意入所及び一時保護のケースは接近禁止命令の対象としない。

○考えられる対応策

- ◆制度改正の要否は、現行法の下で可能な対応（※）について周知徹底を図った上で検討されるべき将来の課題。

（※）同意入所等及び一時保護ケース・・・①面会・通信制限の適切な実施

②面会・通信制限に従わない等の場合は、一時保護、さらに強制入所等の措置に切り替え接近禁止命令の発出（この際、特別家事審判規則に基づく保全処分制度も活用）

上記以外のケース・・・①民法上の親権制限の請求、一時保護、施設入所等の措置の適切な実施

②子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止の求めの訴え及び仮処分等

⇒ 平成25年8月「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省雇用・均等児童家庭局総務課長通知）を改正し、現行法の下で可能な対応を周知。

3. 里親及び特別養子縁組の現状について

社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			9,949世帯	3,644世帯	4,731人		ホーム数	257か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人			
		専門里親	676世帯	174世帯	206人			
		養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人			
	親族里親	485世帯	471世帯	702人	委託児童数	1,172人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)

※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)

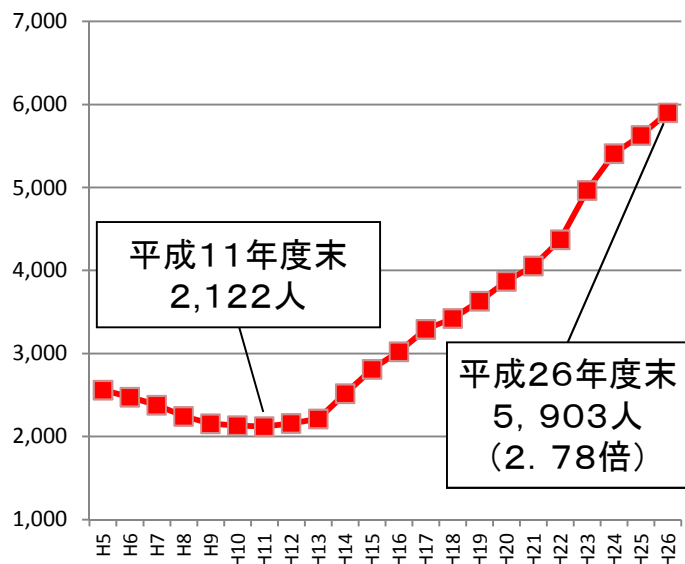
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,218か所
地域小規模児童養護施設	329か所

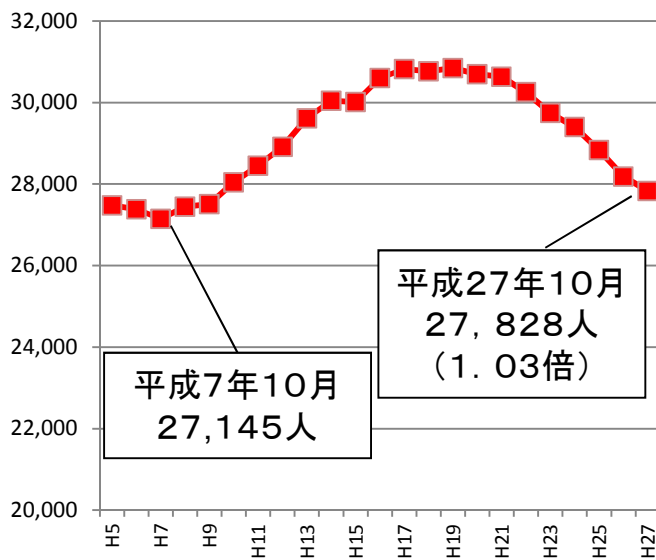
(2)要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.8倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

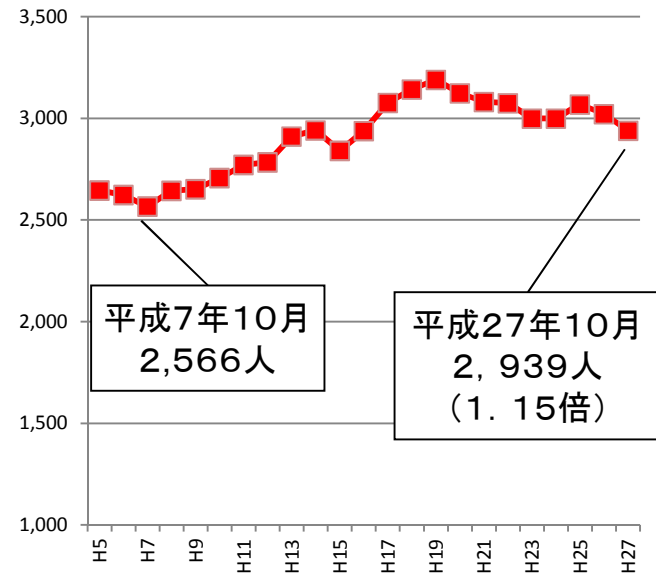
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

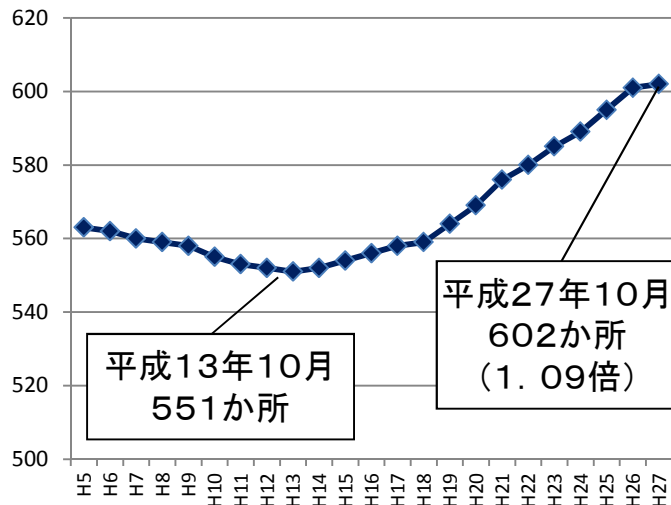


○ 乳児院の入所児童数

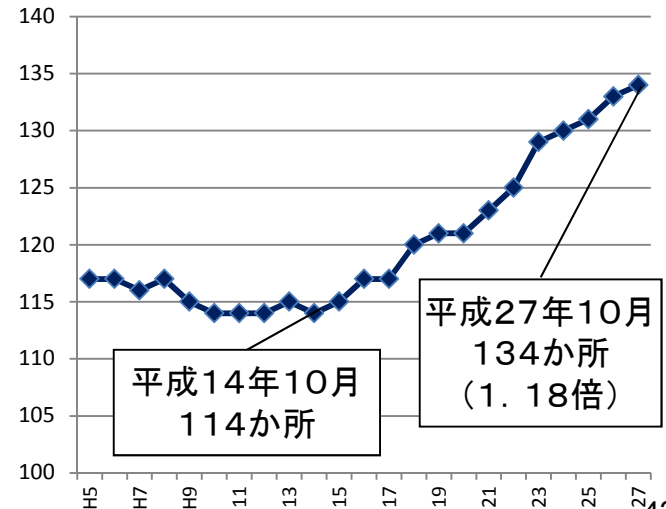


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注)総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在所期間

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注)総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

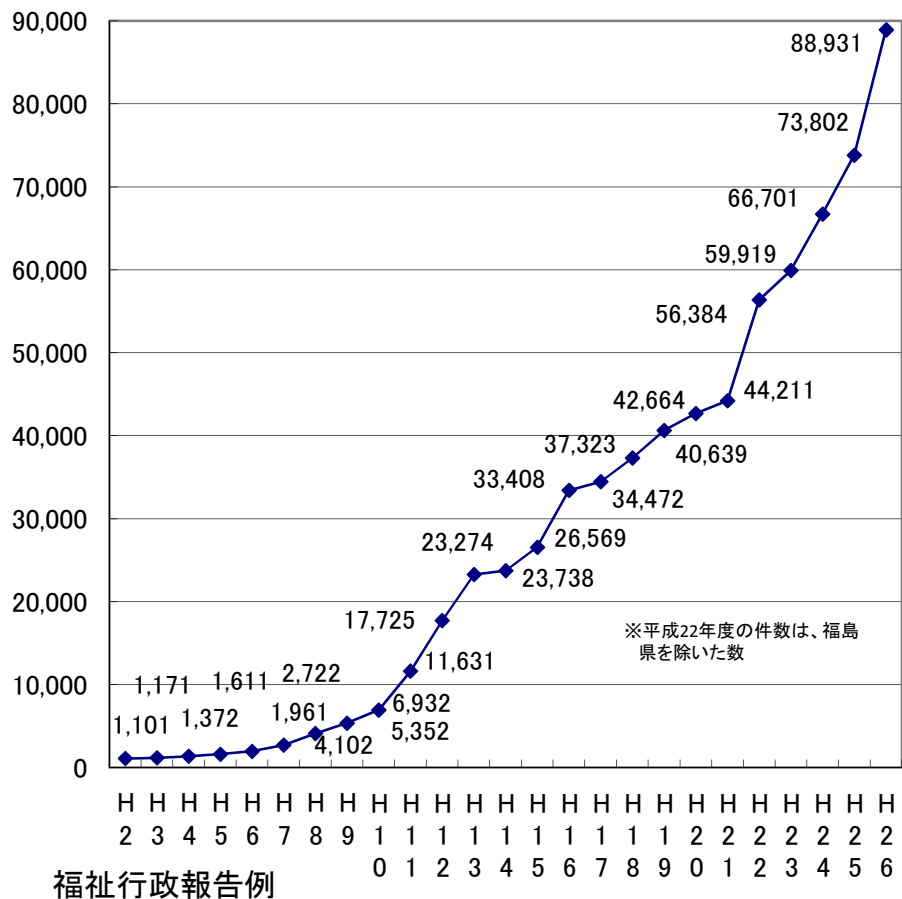
	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

(3) 虐待を受けた児童の増加

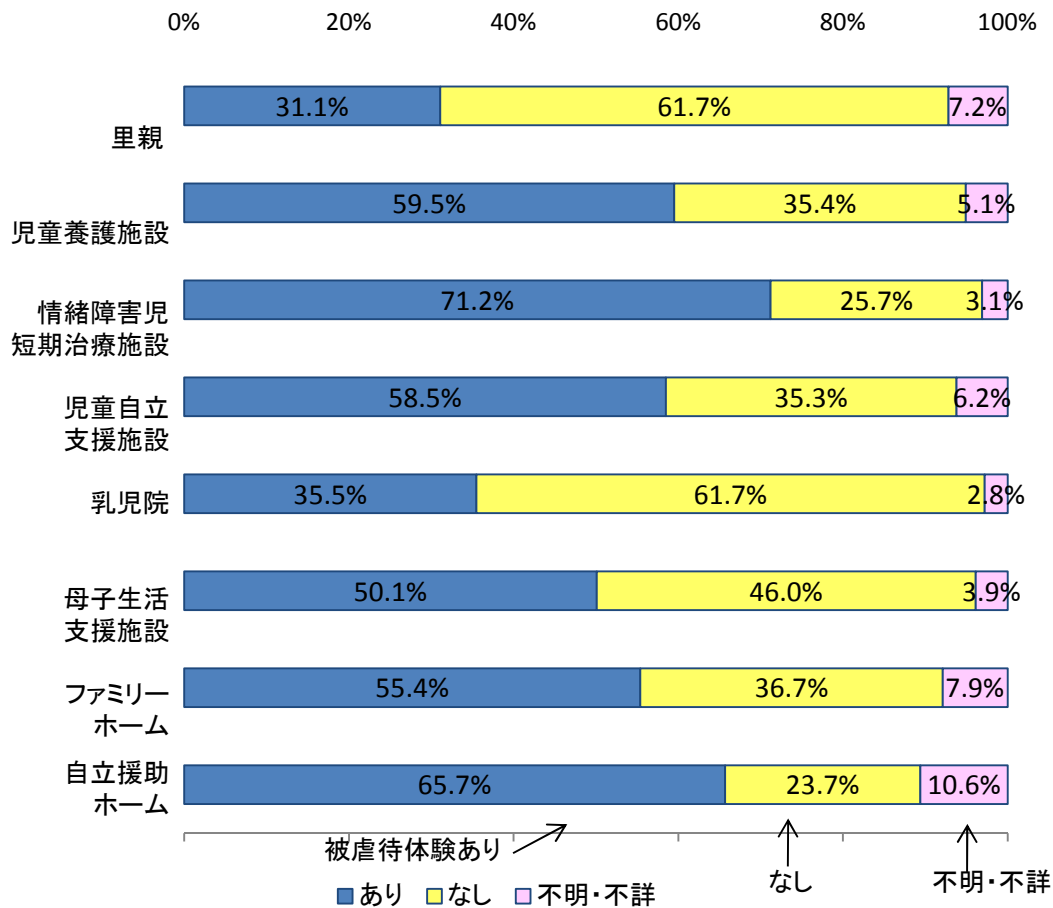
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度には約7.6倍に増加。

(件数)



○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日)

里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親	専門里親	養子縁組を希望する里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 57,290円、乳児以外49,680円
(食費、被服費等。1人月額)(平成28年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費、通院費等)

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成27年3月末には16.5%に上昇
- 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。

ファミリーホームは、平成26年度末で257か所、委託児童1,172人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- **特別養子縁組**は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、**戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式**をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：成年に達した者

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し**家裁の決定**により成立

実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)

<要件>

養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)

配偶者がある者(夫婦双方とも養親)

養子：**原則、6歳に達していない者**

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との**親族関係が終了する**

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

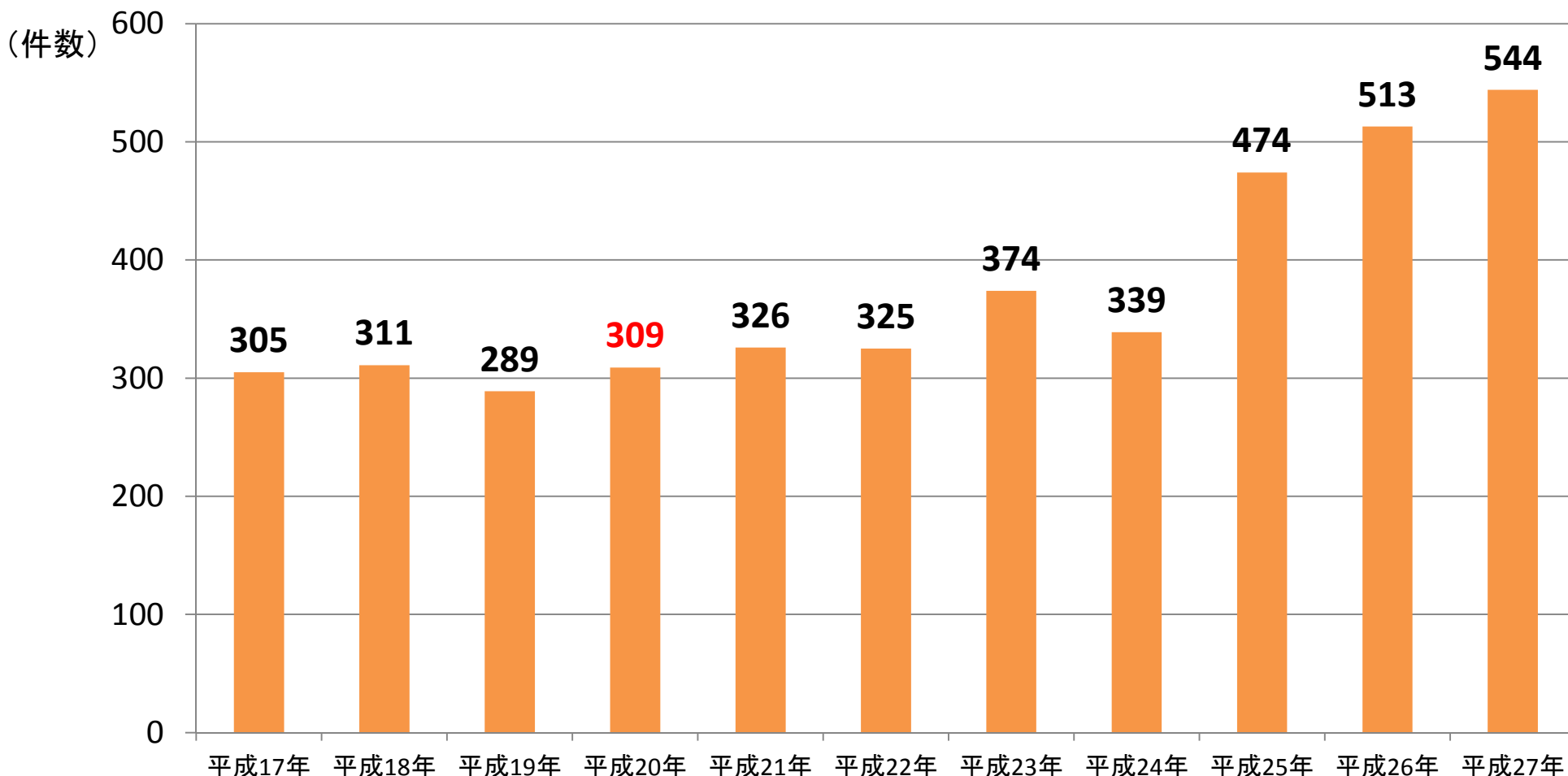
養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

特別養子縁組の成立件数

- 特別養子縁組は、保護者のない子どもや実親により養育が困難な子どもに温かい家庭を与えるとともに、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る仕組みである。
- 特別養子縁組の成立数は、横ばいで推移してきたが、ここ3年で大きく増加。



※ 出典：司法統計 (参考) 特別養子縁組の離縁件数

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
2	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0

諸外国における養子縁組の状況

	種類	養子の年齢	実親の同意 (原則)	実親との関係	成立件数	人口	人口比
日本	特別養子	6歳未満	必要 (ただし、父母が意思表示できない、養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合を除く。)	終了	513人	1億2,708万人	0.001% (成立件数の合計 /人口)
	普通養子	制限なし	15歳未満の子の養子は必要	存続	710人 (未成年養子に限る) ※普通養子縁組の許可件数		
ドイツ	未成年養子	18歳未満	必要 (ただし、意思表示ができない、居所が継続的に知れない場合を除く。)	終了	3,805人	8,120万人	0.005% (未成年養子成立 件数/人口)
	成年養子	18歳以上	※無関心により子に過度の不利益がある場合等は家庭裁判所が同意補充	存続	—		
フランス	完全養子	原則15歳以下	必要 (ただし、意思表示ができない、親権を取り上げられている、同意の拒否が濫用であると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	3,964人	6,180万人	0.006% (完全養子成立件 数/人口)
	単純養子	制限なし		存続	9,412人		
イギリス	区別なし	18歳未満	必要 (ただし、親が見付からない、同意することができない、子の福祉のために同意不要と裁判所が判断する場合を除く。)	終了	4,734人	5,608万人	—
アメリカ	区別なし	制限なし	必要 (ただし、同意を不要とすることが子の最善の利益に資すると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	119,514人	3億1,439万人	—

(出典) 国立国会図書館調査及び立法考査局調べを基に作成

司法統計(平成26年)、戸籍統計(平成26年)、国勢調査(平成26年)、World Economic Outlook Databases(平成28年4月版)

(データ年次) ドイツ:平成26年 フランス:平成19年 イギリス:平成23年 アメリカ:平成24年

※イギリスのデータはイングランド及びウェールズのみ。

(注) 日本の普通養子に関する成立件数は、未成年者に関し「養子をするについての許可」の認容件数(司法統計(平成26年))であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。

<参照条文> 民法(明治29年法律第89号)(特別養子縁組関係抜粋)

(特別養子縁組の成立)

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(以下この款において「特別養子縁組」という。)を成立させることができる。

2 (略)

(養親の夫婦共同縁組)

第817条の3 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親となる場合は、この限りでない。

(養親となる者の年齢)

第817条の4 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

(養子となる者の年齢)

第817条の5 第八百十七条の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であって六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

(父母の同意)

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第817条の7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(監護の状況)

第817条の8 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

2 前項の期間は、第八百十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

(実方との親族関係の終了)

第817条の9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。